

京都市防災都市づくり計画

～地震に強い安心・安全まちづくりの推進～



京都市では、この度、大地震とこれに伴う火災の被害を最小限に抑え、日常生活における安心・安全を守るために、市民と行政との協働による災害に強いまちづくりの基本方針を示す「防災都市づくり計画」を策定いたしました。

このパンフレットは、計画の概要をまとめたものです。

京 都 市

地震に対する防災対策が重要になっています。

国の中央防災会議の地震調査委員会によると、東南海・南海地震が30年以内に発生する確率は50%で、こうしたプレート境界型の地震が発生する可能性が高くなるとともに、京都においても、内陸の活断層による地震が起こりやすい活動期に入ったと言われており、地震防災対策の重要性が高まっています。

防災都市づくり計画とは

防災都市づくり計画は、地震災害における市街地の危険性の評価結果を市民の皆さんにお伝えするとともに、京都の地域特性に応じて、市民と行政の協働により進める、地震災害に関する都市防災対策の基本方針と推進方策を示すものです。

地震災害における市街地の危険性の評価

地震災害における市街地の危険性を把握するため、元学区又はそれを分割した地区ごとに評価を行いました。ここでは、建築物や道路等の状況から「地区の燃えやすさ」と「避難・消防活動の困難さ」について危険性の評価結果を示しています。

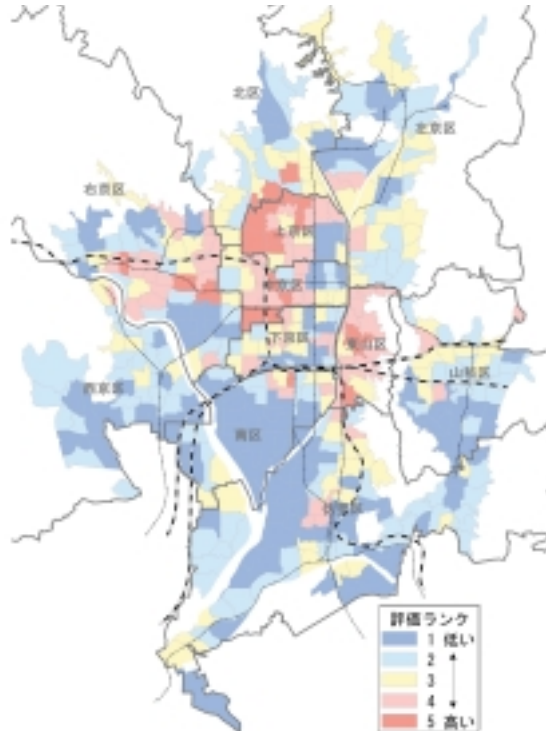
地区の燃えやすさ

地区ごとに木造建築物の密集度を算定した結果を表しています。木造建築物の密集度が高いと、火災が拡大しやすくなります。

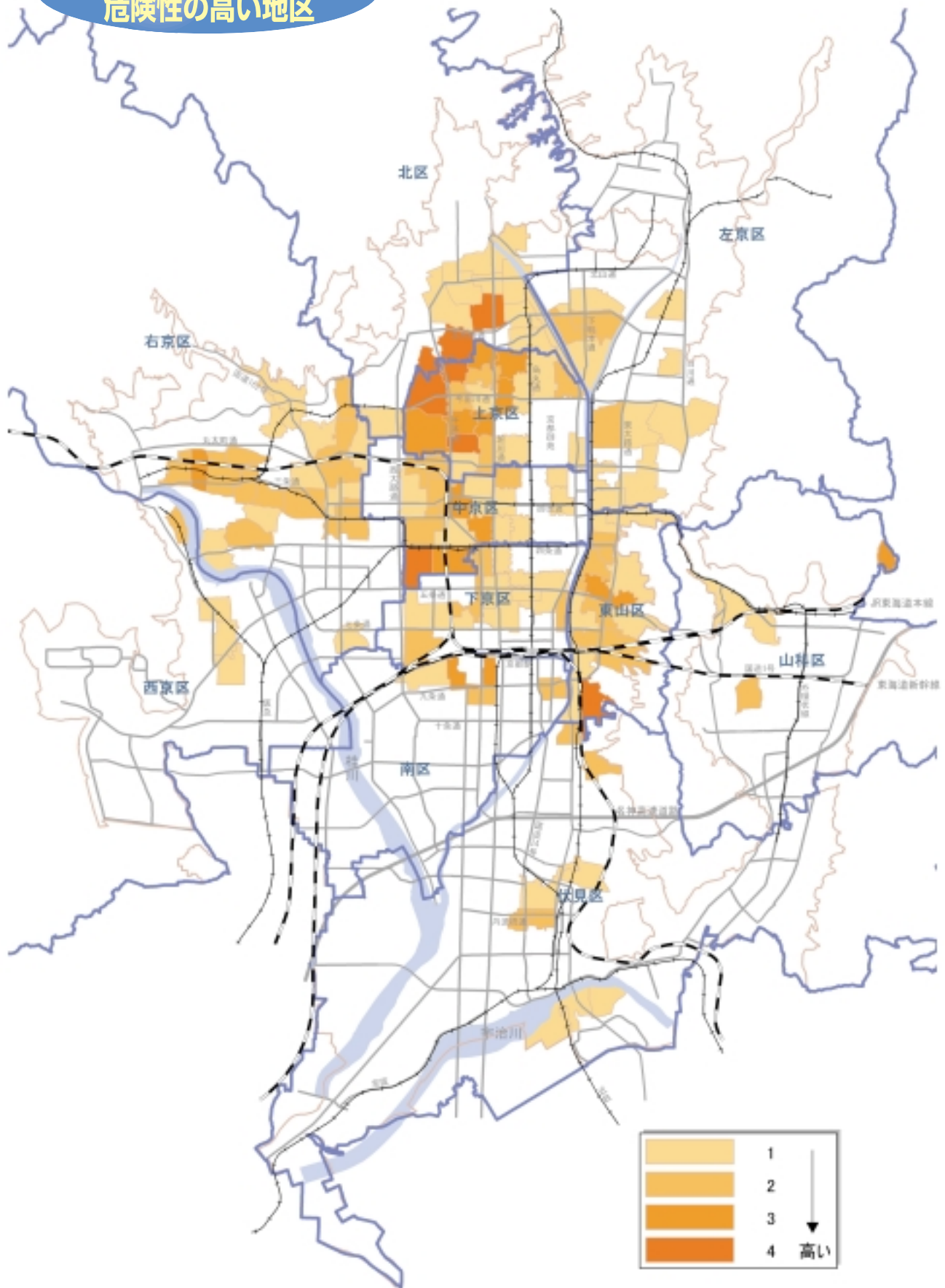


避難・消防活動の困難さ

地区ごとに建築物が倒れて道路がふさがれる度合を算定した結果を表しています。ふさがれる道路が多いと、避難や消防活動が困難になります。



地震災害における 危険性の高い地区



上の図は、地震災害における市街地の危険性の評価で示した「地区の燃えやすさ」又は「避難・消防活動の困難さ」のいずれかで、評価ランクが4又は5となった地区（地震災害における危険性の高い地区）を示しています。凡例の数値は、各項目で評価ランク5を2点、評価ランク4を1点とし、地区ごとに合計した点数を示しており、相対的な危険性を表しています。この市街地の危険性の評価により、本市が防災対策を行っていく上での優先性を検討していきます。

防災都市づくりの基本方針

平安建都以来築かれてきた碁盤目状の道路網や京町家、社寺等の木造建築物などが織り成す京都固有の都市空間は、今後も大切に受け継いでいくべきものと考えます。そのため、市民と行政が協働して、これらの都市・建築資産を適切に維持・保全しつつ、都市レベルに加え、身近な生活圏域である地区レベルでの安心・安全の確保に向けて、地震災害に強い都市づくりを推進していくことが必要であると考えます。

1

基本理念

「京都固有の歴史的な都市空間を継承しつつ、市民と行政との協働で災害に強いまちをつくる」

2

防災都市づくりの目標

- 地震による建築物の倒壊や火災から、生命を守る
- その上で、市民の財産や都市の財産の被害を最小限におさえる
- また、迅速な避難、消火・救急・救助や復旧・復興を可能とする都市機能を強化・充実する

3

防災都市づくりの基本的な考え方

1

歴史的な都市・建築ストックを継承した防災都市づくり

2

自助・共助・公助によるパートナーシップの防災都市づくり

3

都市の骨格となる都市防災施設の整備推進

4

ハードとソフトの相互補完による総合的な防災まちづくりの推進

防災都市づくりの推進方策

都市レベルの防災対策

広域的にみた避難路や広域避難地など、都市の骨格となる都市防災施設の体系的な整備を着実に進めます。

地区レベルの防災対策

都市の骨格となる都市防災施設の内部の生活圏域においては、自らの命は市民自らで守り(自助)、まちの安全はみんなで守る(共助)取組を進め、行政はこれを積極的に支援(公助)します。

都市防災対策の総合的な推進のために

各レベルの防災対策が相互に連携を持ち、効果的で相乗効果が期待できる施策展開が重要です。

※地震災害が発生した際に、市民が一時避難場所に避難するまでの範囲を「地区レベル」、そこから広域避難場所に避難するまでの範囲を「都市レベル」と概ね区分しています。

都市レベルの防災対策

～都市の骨格をなす都市防災施設の整備による 広域防災ネットワークの形成～

① 市街地大火に拡大させないために

地震による火災が拡大し、都市全体が火災となる市街地大火を食い止める延焼遮断帯を形成するため、延焼遮断帯の核となる都市計画道路の整備や公園・緑地の整備を進めます。

当面取り組む施策

- ・都市計画道路の整備
- ・公園緑地の整備 など

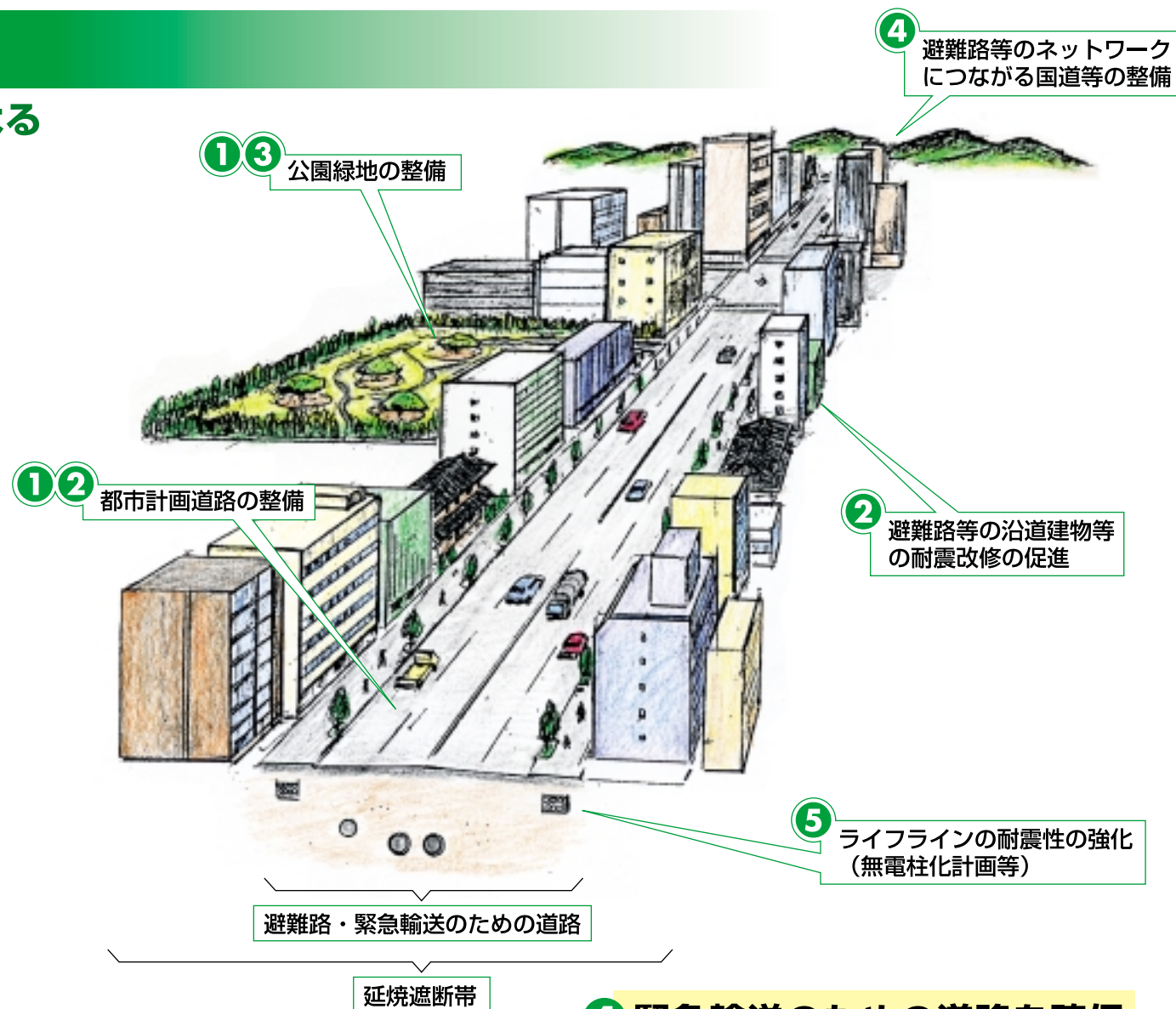
② 広域避難のための道路を確保するために

避難や緊急車両の通行を可能とする避難路等のネットワークの形成に向けて、都市計画道路等の整備や避難路沿道建築物の耐震性の向上を促進します。

当面取り組む施策

- ・都市計画道路の整備
- ・避難路等の沿道建築物等の耐震改修の啓発 など

避難路、広域避難地等



③ 広域避難のためのオープンスペースを確保するために

火災が市街地大火に拡大しても市民が安全に身を守ることができるよう、公園、河川敷、社寺等を広域避難地として位置付け、分散配置します。また、オープンスペースの少ない地域において、防災機能をもつ公園の整備や既存のオープンスペースの防災機能の向上について検討します。

当面取り組む施策

- ・都市計画公園等の整備
- ・生産緑地の活用方法の検討 など

④ 緊急輸送のための道路を確保するために

国や周辺の地方公共団体等からの応援車両を受け入れるため、周辺から市街地内の避難路等のネットワークにつながる、国道等の緊急輸送のための道路の整備を進めます。

当面取り組む施策

- ・国道等の整備

⑤ 都市防災施設を機能させるために

道路、公園などの都市防災施設が有効に機能するように、耐震性の向上や適切な維持管理を行います。また、ライフラインの耐震性の強化を図ります。

当面取り組む施策

- ・橋梁の耐震補強
- ・無電柱化計画の推進 など

※オープンスペースとは、公園、広場、河川、農地など、建築物によって覆われていない土地、敷地内の空地（ただし、災害時に市民が利用困難なものは除く）

地区レベルの防災対策

～市民と行政の協働による地域特性に応じた防災まちづくりの推進～

1 建築物の倒壊から自らの生命を守るために

市民、地域の役割

- 所有する建築物の耐震診断を行い、必要な耐震改修や建て替えを行います。
- 家具等が転倒や落下しないようにします。
- 地域の防災活動や福祉活動等を通じて、建築物等の点検、補修について啓発・助言を行います。特に、高齢者等の要配慮者への支援を強めます。

行政の役割

- 耐震診断・改修等を促進するため、情報提供や支援を行います。京町家等の補強技術について、情報提供や技術開発に努めます。袋路内の建築物等については共同建て替えや協調建て替えの支援を行います。

当面取り組む施策

- ・木造住宅耐震診断士派遣事業の実施
- ・耐震改修促進助成の活用
- ・京町家の耐震診断・耐震改修マニュアルの作成 など

2 避難や防災活動の経路を確保するために

市民、地域の役割

- 行き止まり通路や袋路に面する場所では、お住まいの方や持ち主等が話し合って、避難経路の確保に努めます。
- 狭あい道路では、建て替えの際に建築物を後退して建築し、法令で定まった道路幅員を確保していきます。
- 地域で防災上重要な道路を位置付け、沿道建築物の耐震化など防災機能を確保する取組を進めます。

行政の役割

- 地域の取組を支援し、地域と協働して道路の機能を確保することに努めます。また、狭い道路における建築物のセットバックに伴い、道路機能を確保する方法を検討します。

当面取り組む施策

- ・狭あい道路に関する建築ルールの情報提供
- ・耐震改修促進助成の活用 など

4 建築物の不燃化や生け垣などの緑化

3 身近な公園の整備

4 消防水利の確保や雨水、井戸水の活用

2 行き止まり通路等での避難経路の確保

1 室内環境の整備

一時避難場所（小学校等）

3 社寺の境内等の防災ひろばとしての活用

1 建築物の耐震診断・改修等の促進

2 防災上重要な道路の位置付けと機能確保

3 身近な避難場所や防災活動拠点となるオープンスペース（防災ひろば）を確保するために

市民、地域の役割

- 地域内の空地や社寺の境内等について、持ち主等と協力し、防災ひろばとしての活用を図ります。
- 地域の取組として農地の持ち主等と協力し、農地の防災ひろばとしての活用を検討します。

行政の役割

- 地域内の空地や社寺の境内などを防災ひろばとして活用する地域の取組に対して、支援を行います。また、防災上の必要性や地域の状況を考慮した本市独自の都市公園の設置基準を検討します。

当面取り組む施策

- ・まちづくり活動支援事業
- ・市民とのパートナーシップによる身近な公園の整備 など

4 火災の拡大を最小限に抑えるために

市民、地域の役割

- 建築物の不燃化や生け垣などの緑化を推進します。また、建築物の倒壊や破損による不燃性の低下を防ぐため、耐震改修など建築物の耐震化を推進します。
- 地域での防災ひろばや空地の確保により、火災の拡大を抑制します。
- 火災発生時に初期消火ができるよう、消火器具や設備等を備えます。
- 地域で消火器の配置や雨水、井戸水などの活用について取り組みます。

行政の役割

- 震災時に必要となる消防水利の確保や、防火・防災対策に関する情報提供や地域の防災活動の支援を行います。

当面取り組む施策

- ・震災消防水利整備計画の推進
- ・伝統的建造物群保存地区での防災施設の整備 など

都市防災対策の総合的な推進のために

1 市民への情報提供や相談活動の実施

地震災害における危険性の評価や各種支援制度に関する情報など、防災都市づくりに関する情報について、パンフレットや市民しんぶん、ホームページなど多様なメディアや出前トークを活用して、市民に分かりやすく提供します。

また、市民個人や地域での防災の取組を支えるため、専門家と連携した相談活動や市民の学習の機会となるセミナーなどを開催します。

当面取り組む施策

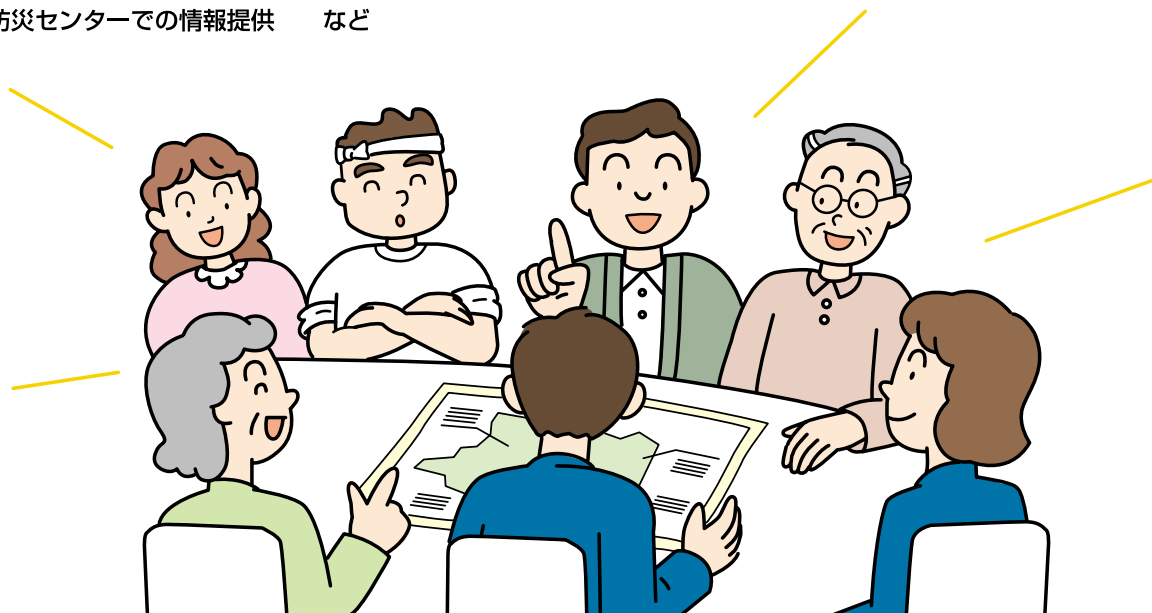
- ・防災の視点を含めたまちづくりに関する情報提供
- ・すまいに関する防災講座（すまいスクール）
- ・京町家再生セミナーでの耐震補強についての情報提供
- ・市民防災センターでの情報提供 など

2 防災の視点を含めたまちづくり活動に対する支援

防災性向上を目指したまちづくりを推進するための地域の自主的な取組や、地区計画等の制度を活用した建築物等に関する防災上のルールづくりを支援します。また、地域の事業所との連携や地域とともに文化財を守る取組などを支援します。

当面取り組む施策

- ・まちづくり活動支援事業
- ・身近な地域の市民防災行動計画づくりの支援 など



3 防災都市づくり施策の実施計画の策定と総合調整の推進

防災都市づくりのハード、ソフトに係る関係部局による、防災都市づくり庁内連絡会議（仮称）を設置し、防災都市づくりの各施策に関する実施計画の策定や重点的に取り組む地区等について検討するとともに、防災施策の総合化のための調整を行います。

本計画の詳しい内容については、下記にお問い合わせ下さい。

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

電話 (075)222-3505 ファックス (075)222-3472

ホームページ <http://www.city.kyoto.jp/tokei/tokeika/index.htm>